

「被災者生活再建支援法の一部改正案」に関する

要 望 書

○ 被災者生活再建支援法の改正について

現行の被災者生活再建支援法は、生活再建を支援する基準を建物などの「物」におき、壊れ方だけで一律に支援策を決めており、必ずしも被災者にとって使い勝手のよいものとなっております。着目すべきは「ひと」であり、二重被害など真に困っている人へのきめ細かな支援を自治体が主体的に運用できる制度が必要です。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、被災した個人住宅の再建がきわめて重要であり、中越沖地震につきましては、被災地の生活再建が今後本格化するなか、今まさに生活再建に向かおうとしている被災者に対しても改正法が適用される必要があります。

被災者生活再建支援法については、現在、臨時国会において与野党から改正案が提出され審議が進められておりますが、なによりも被災者の視点にたち、与野党合意を確実に行うことにより、被災地の実態を踏まえた被災者生活再建支援法の改正が速やかに図られますよう特段のご配慮をお願いします。